

## 2 第一表の収入金額等と所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の7ページから12ページも併せてご覧ください。

次の事項を、【事例1】の記載例の書き方(6ページ)を参照して書いてください。

- 提出先、提出日、申告年分(□□に「30」と書き)、空白部分(「確定」と書き)を書きます。
- 住所(事業所などを含みます)、マイナンバー(個人番号)、氏名、性別、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、生年月日、電話番号(市外局番から書いてください)を書きます。
- 申告の種類(土地や建物の譲渡所得がある方は、「分離」を「○」で囲みます)を書きます。

申告書B第一表

確定申告書には、毎回、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

申告書作成後、押印します。

平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 K市××町4-23-12

氏名 札幌 三郎

収入金額等 所得金額

収入金額等	所得金額
給与所得	9,800,000
雑所得	0
総合課税等の所得	9,800,000
所得控除	
医療費控除	0
社会保険料控除	980,000
小規模企業共済等掛金控除	0
生命保険料控除	100,000
地震保険料控除	50,000
寄附金控除	0
寡婦・寡夫控除	0
勤労学生・障害者控除	0
配偶者特別控除	380,000
扶養控除	1,260,000
基礎控除	380,000
合計	3,150,000

平成30年分 給与所得の源泉徴収票

給与	12,000,000
賞与	9,800,000
退職給付	2,900,000
その他	972,500
合計	15,672,500
源泉徴収額	130,000
控除額	100,000
納税額	50,000

**収入金額等 所得金額**

**給与所得**

給与所得の金額は、42ページの「3(1)給与所得金額の計算表」で求めることができます。

なお、この事例のように給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけである場合には、「給与所得の源泉徴収票」から以下のように転記できます。

※ この源泉徴収票は、申告書の裏面ではなく「添付書類台紙」などに貼って申告書と一緒に提出してください。

**⑳ 扶養控除**

あなたに控除対象扶養親族がある場合に、一定の金額が控除されます。

この事例では、控除対象扶養親族の方が特定扶養親族(年齢が19歳以上23歳未満の方)に該当し、その控除額は一人63万円となります(8ページ参照)。

**㉑～㉒ 配偶者(特別)控除**

あなた及び配偶者の合計所得金額に応じて控除額が異なります(8ページ参照)。

この事例では、源泉徴収票に配偶者控除額(13万円)の記載がありますが、特例を適用し、給与所得(9,800,000円)から譲渡損失の金額(△15,359,050円)を控除(損益通算)すると、合計所得金額が0円になるため、配偶者控除額は38万円となります。

## 3 第二表を作成します。

作成に当たっては、【事例1】の記載例(7ページ)を参照してください。

## 4 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

○ **所得から差し引かれる金額**は、「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の13ページから21ページで計算できます。

## 5 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》」から転記します。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用)

住所 K市××町4-23-12

氏名 札幌 三郎

収入金額 所得金額

短期譲渡	一般分	0	0
長期譲渡	一般分	25,000,000	0
山林	山林	0	0
退職	退職	0	0
雑所得	雑所得	0	0
総合課税等の所得	総合課税等の所得	0	0
合計	合計	25,000,000	0

税金の計算

所得	税率	税額
長期譲渡一般分	20%	5,000,000
合計		5,000,000

居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》

譲渡した資産に関する明細	合計	建物	土地・借地権
資産の所在地番		○市△×町3-6-28-201	○市△×町3-6-31
資産の利用状況		自己の居住用 75.01㎡	自己の居住用 857.200㎡
居住期間		H24年8月	H30年5月
住所又は所在地		N市△△町2-7-5-504	同左
譲渡先氏名又は名称		仙台 四郎	同左
譲渡契約締結日		30年4月6日	30年4月6日
譲渡した年月日		30年6月15日	30年6月15日
譲渡した年月日		24年8月6日	24年8月6日
資産を取得した時期			
譲渡価額	①	25,000,000円	25,000,000円
取得価額	②	40,750,000円	15,750,000円
償却費相当額	③	1,275,750円	1,275,750円
費差引(②-③)	④	39,474,250円	14,474,250円
譲渡に要した費用	⑤	884,800円	884,800円
居住用財産の譲渡損失の金額(①-④-⑤)	⑥	△15,359,050円	△15,359,050円

申告年分と空白部分を左のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。

なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

**譲渡損失の書き方**

譲渡損失の記載に当たっては、次の点にご注意ください。

イ 総合譲渡所得(金地金などの売却)や一時所得のない場合で、第一表の**所得金額**「①事業(営業等)」欄から「⑦雑」欄までの金額の合計が黒字の場合には、そのまま譲渡損失の金額の前に△を付して書いてください。

ロ イ以外の場合には記載手順が異なる場合がありますので、税務署にお尋ねください。

「区分」を書きます。

この事例では、「長期・一般」となります(9、43ページ参照)。

この事例の場合は給与所得の金額(9,800,000円)から「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の③欄(22ページ参照)の金額を差し引き、その差し引き後の金額を書いてください。

「給与所得」 「③欄の金額」

9,800,000円 - 15,359,050円

= △5,559,050円

この事例のように、控除しきれない譲渡損失の金額がある場合には、控除後の金額の前に△を付して書いてください。

なお、このケースの場合は、第一表の**所得金額**「⑨合計」欄の金額と異なる金額を記載することになります。

【平成30年分】

居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

譲渡した資産に関する明細

資産の所在地番	合計	建物	土地・借地権
資産の利用状況		○市△×町3-6-28-201	○市△×町3-6-31
居住期間		自己の居住用 75.01㎡	自己の居住用 857.200㎡
住所又は所在地		H24年8月	H30年5月
譲渡先氏名又は名称		N市△△町2-7-5-504	同左
譲渡契約締結日		仙台 四郎	同左
譲渡した年月日		30年4月6日	30年4月6日
譲渡した年月日		30年6月15日	30年6月15日
譲渡した年月日		24年8月6日	24年8月6日
資産を取得した時期			
譲渡価額	①	25,000,000円	25,000,000円
取得価額	②	40,750,000円	15,750,000円
償却費相当額	③	1,275,750円	1,275,750円
費差引(②-③)	④	39,474,250円	14,474,250円
譲渡に要した費用	⑤	884,800円	884,800円
居住用財産の譲渡損失の金額(①-④-⑤)	⑥	△15,359,050円	△15,359,050円

この金額を「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の③欄に転記してください。

**6 「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」を作成します。**

事例3

申告年分を書いてください。

住所、氏名を書いてください。

この事例の場合は、①欄の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がありませんので、①欄の金額をそのまま書いてください。

この事例の場合には次のとおりとなります。  
**「給与所得」「③欄の金額」**  
 9,800,000円+△15,359,050円  
 = **△5,559,050円**  
 ④欄には、この金額を△を付けずに書いてください。  
 ④欄の記載に当たって、総合譲渡所得の黒字の金額又は一時所得の黒字の金額がある場合は、③欄の金額からその黒字の金額を差し引いた金額を基に計算します(③欄の金額より、その黒字の金額が多い場合は0として計算します。)

青色申告をしている方で該当がある場合に書いてください。

白色申告をしている方で該当がある場合に書いてください。

申告書の作成は「確定申告書作成コーナー」で!!  
 作成コーナー 検索

「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》」の⑥の合計欄の金額を△を付けずに書いてください。

整理番号

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書(平成30年分)【租税特別措置法第41条の5用】

住所(又は事業所等)	K市××町4-23-12	フリガナ	サッポロ サブロー	氏名	札幌 三郎
------------	--------------	------	-----------	----	-------

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算(赤字の金額は、△を付けずに書いてください。)

特例の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 (「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の⑥の合計欄の金額を書いてください。)	①	15,359,050
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額とを合算した金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)). また、①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がない場合は、①の金額を書いてください。)	②	15,359,050
損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①と②の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)	③	15,359,050
本年分の純損失の金額 (上記③(※1)、申告書B第一表⑨及び申告書第三表⑳・㉑の金額の合計額又は申告書第四表㉒の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)	④	5,559,050
本年分が青色申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑤	
本年分が白色申告の場合 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もいときは0と書きます。)	⑥	
居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (④から⑤又は⑥を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)	⑦	5,559,050
翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額 (③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地等の面積が500㎡を超えるときは、次の算式で計算した金額を書いてください。)	⑧	5,559,050

※1 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分前)がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)  
 ※2 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。  
 ※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1 損失額又は所得金額」の③、④の金額の合計額とします。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

譲渡した土地等の面積が500㎡を超える場合には、この算式で計算します。

この金額が翌年以後に繰り越される譲渡損失の金額となります。

居住用財産を売却して譲渡損失が算出されるケースで新たに自宅を買い換えない場合に、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法41条の5の2)」(38ページ参照)の適用を受けるために作成する「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》」及び「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」の記載方法も基本的には同じですので、この事例の記載例又は国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。

**7 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。**

○作成に当たっては、「平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き確定申告書B用」の21ページから26ページも併せてご覧ください。

事例3

申告書B第一表(右部)

税及び別所得税の確定申告書B FA0124

人番号 〇〇〇〇××××△△△△

リガナ サッポロ サブロー

氏名 札幌 三郎

職業 会社員

住所 札幌市三丁目

生年月日 3/4/60

配偶者の氏名 札幌三郎

配偶者の職業 専業主婦

所得の計算

課税される所得金額(①-②又は③)	26	000
上の①に対する税率又は第三表の⑤	27	0
配当控除	28	
特定増減等(③)	29	00
政治等寄附金等特別控除	30	
再差引所得控除(基準所得控除)	31	0
復興特別所得控除(※1)	32	0
所得税及び復興特別所得税の合計額(①×2.1%)	33	0
外国税額控除	34	
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	35	972500
所得税及び復興特別所得税の申告納税額(③×2.1%)	36	△972500
納める税金	37	00
還付される税金	38	972500

配偶者の合計所得金額 49

専従者控除額等の合計額 50

青色申告特別控除額 51

経費-経理経費の合計額 52

業務経費の合計額 53

平均課税対象金額 54

変動臨時所得金額 55

申告期限までに納付した金額 56

延納届出額 57

③⑧ 差引所得税額  
 ②⑦欄に転記した税額から②⑧欄、②⑨欄、③⑩欄、③⑪~③⑬欄、③⑭~③⑯欄を差し引いた金額(赤字のときは0)を書いてください。

④⑩ 再差引所得税額(基準所得税額)  
 ③⑧欄の金額から「③⑨災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

④⑪ 復興特別所得税額、④⑫ 所得税及び復興特別所得税の額  
 ④⑩欄の金額に2.1%を乗じた金額を④⑪欄に書いてください。また、④⑩欄の金額と④⑪欄の金額の合計額を④⑫欄に書いてください。

④⑬ 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額  
 第二表「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」の「④⑬所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額」欄に記載した金額を転記してください(【事例1】7ページ参照)。

④⑭ 所得税及び復興特別所得税の申告納税額  
 ④⑫欄の金額から「④⑬外国税額控除」、「④⑬所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。  
 黒字の場合 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは0)を書きます。  
 赤字の場合 そのままの金額の頭に△を付して書きます。

還付される税金の受取場所  
 還付申告の方は、第一表の「還付される税金の受取場所」を、次の記載例に従って書いてください。なお、還付金の受取りには預貯金口座(申告者ご本人名義の口座に限ります)への振込みをご利用ください。

銀行等の預金口座へ振込みを希望する場合

※記入不要

口座番号(7桁以内)

① 該当する預金種類(総合口座の場合には「普通」)に「○」印を付けてください。  
 ② 口座番号欄には、口座番号のみを左詰めで書いてください。

ゆうちょ銀行の貯金口座へ振込みを希望する場合

※記入不要

記号部分(5桁) 番号部分(2~8桁)

① 貯金総合通帳の記号番号のみを左詰めで書いてください。  
 ② 他の金融機関との振込用の「店名(店番)」「口座番号」は書かないでください。  
 ③ 記号部分と番号部分の間に1桁の数字(通帳再発行時に表示される「-2」などの枝番)がある場合には、その数字の記入は不要です。  
 ※ ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りをご希望の場合には、受取りを希望する郵便局名等を書いてください。

④⑮ 配偶者の合計所得金額  
 「配偶者特別控除」の適用を受ける場合に、配偶者の合計所得金額を書いてください。  
 なお、この事例の場合には「配偶者控除」の適用を受けており、「配偶者特別控除」の適用を受けていませんので、この欄は空欄にします。

「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法41条の5)」を受けるために必要な書類については、44ページを参照してください。